

まだよくあることであるが、社会学をまだ哲学的なものであるとか、社会科学の形而上学であると考える人たちに見られることであるが、われわれが分析を行っている非常に明確に限定された著作は社会学の中でしめる場所をもたないのではないかと考えているようである。しかしわれわれの主要な目的はそのように理解することに反対することなのである、「われわれはわれわれの学問の哲学的部門である一般社会学の存在を否定しようと考えているのではない。またわれわれは喜んで、社会学はまだ発足期においても他の特性をもつことはできないしまたもつべきだと考えているのではないことを認めている。しかし今や社会学はその初期における一般論から脱出し、専門化していくべき時期に到来したのである。そのため社会学はずっと以前から存在した専門技法と混同されてはならないのである。つまり社会学はそこに新しい精神を導入しなくてはならないのである。特に社会学に不足しているのは類型 types と法則の概念であることを自覚しなくてはならない。こうした概念は実際文献学や博識に属するもので科学に属するものではないようである。それらはとくに類や種を構成し、関係を確立するよりはむしろ個別の事実を叙述し、報告することを旨としたものである。しかし社会学がもたらしてくるものは、今日まで相互に独立した特殊科学が研究する著しく多様な事実の間に緊密な類縁関係が存在しているという感じなのである。それら事実は分離してしまえば理解できないほど緊密に結びついているだけでなく、根本においては同一性質のもので、社会的現実という現実の多様な表示にはかならないのである、だから法律学者 Juriste が宗教の科学に通じ、経済学者が習俗の科学に通じていなければならないだけでなく、これら種々の科学は同一種の現象を対象とするから同一方法をとらなければならないのである<sup>5)</sup>。この方法の原則は何かといえばそれらはすべて社会的事実として取り扱われるべきであることである<sup>6)</sup>。つまり、

社会的事実を社会の一定の類型 type défini de société と結びつけることが必要である。そしてこのタイプの構成の特性の中に対象となる現象の決定的原因を求めべきなのである。ところが大部分のこれらの科学はそうした見方に対してまだ門戸を開いていない。たとえば宗教に関する学問は宗教的信仰や行事をそれらが何ら社会体系には依存しないかのように語っている。ただ法についての比較的科学的な見方がただ一つ別の傾向をもっていたといえるようである。それでもその場合でも断片的で十分に連続的に、方法論的にはなされていない面があった。それ故に真に社会学的方法を適用することが緊急に重要なことである。それはこれらすべての科学を社会学の部門たらしめるように努めることである。そのためには事実と緊密に接触していき、しかも事実の核心に接近し、それを更新することが不可欠なのである<sup>7)</sup>。しかも事実の詳細に接近するが、それはそれについて哲学的假説をつくることではなく、事実を事実として研究し、それらを最も適切に表現する類型と法則 (types et lois) に帰着せしめることでしかも社会学的精神をもって行うことなのである<sup>8)</sup>。われわれがこの年報においてとりあげる著作の真の独特の本質はこのようにして正当なものとなるのである。ただこのような目的を持ったからとて、われわれは文字どおりの意味において完全なのであると考へない。個別の技法はそれが重視する事実を採録する慣習をもっているが、その本来の科学的意義が何であるかを常に気にとめているのではない。すなわち、それらがどの程度一般的法則に適するかを非常に深く考えているのではない。専門家の研究は最も説明的価値の高い事実に向っているとは限らず、説明が彼らの研究の窮極の目的であるとは限らないからである。だから各領域ごとに毎年とりあげられる著作の全目録を記す要はないし、不都合でさえある。またとりあげた著作がすべて社会学の反省を維持するのに不可欠なものばかりではない。選択することは当然残念ながら

5) *Journal Sociologique* p. 135-136

6) この原則はデュルケームが1895年に刊行した *RMS* (*Règles de la méthode sociologique* の略) の中の第一章で確立したものである。

7) *ibid.*,

8) *ibid.*,